

伊江村観光関連事業者事業継続支援金 【申請受付要項】

令和3年1月の沖縄県独自の緊急事態宣言及び4月のまん延防止等重点措置に沖縄県が指定されたことによる不要不急の外出、移動の自粛により売上が25%以上減少し、かつ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、沖縄県から営業時間短縮の協力要請のあった飲食店以外の村内観光関連事業者に対し、事業の継続を支援するため、事業継続支援金を支給します。

■ 対象要件

- 1 令和3年4月1日時点で、伊江村内に住所を有し、営業の形態がある法人、個人事業者
- 2 令和3年4月1日以前に開業しており、かつ新型コロナウイルス感染拡大により売上が25%以上減少している事業者
 - ①業歴が1年以上の場合
令和3年3月又は4月の売上げのいずれかと平成31年同月と比較し、売上げが25%以上減少している事業者
 - ②業歴が1年未満の場合
令和3年3月又は4月の売上げのいずれかと令和3年2月までの月間売上げ最多月と比較し、25%以上減少している事業者

3 業種

民泊事業者（個人・法人）
民宿業
ホテル業
加工・製造業（特産品や食料品の加工・製造に限る）
ダイビング業
特産品販売事業所
観光関連事業所（観光体験、交通等、レンタサイクル）
飲食業（営業時間短縮の協力要請のあった飲食店以外の店舗）

- 4 令和2年分の所得税申告もしくは村民税申告を行った者
- 5 令和3年5月末までを期限とする村税等の納付が果たされている者
ただし、分割納付誓約書、徴収猶予申請書のいずれかを村長に提出した場合はその限りではない
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと

■ 支援額

対 象 業 種	支 援 金	
	減収50%以上	減収25%以上50%未満
民泊事業者（個人）	10万円	5万円
民泊事業者（法人）	30万円	15万円
飲食業（営業時間短縮の協力要請店舗以外）	10万円	5万円
ダイビング業	30万円	15万円
民宿・ホテル業	30万円	15万円
加工・製造業（月間売上100万円以上）	30万円	15万円
加工・製造業（月間売上100万円以下）	10万円	5万円
特産品販売事業所	30万円	15万円
観光関連事業所	30万円	15万円

■ 申請開始日

1 令和3年5月13日

* 令和3年5月13日（木）、14日（金）、17日（月）の3日間、個別での時間を指定し、窓口申請を行う。（はにくすにホール ロビー）

* 上記の日時において申請ができなかった者は、5月18日（火）以降、商工観光課事務所において申請を受付します。

2 原則本人による申請とする。

3 印鑑持参（認印可）

■ 確認書類

1 振込先通帳

2 本人確認書類 * 以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①（法人）法人代表者の運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の書類

②（個人）運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の書類

3 提出書類等

(1) 業歴が1年以上の場合

① 国の持続化給付金申請書の写し、もしくは売上額が確認できる帳簿（平成31年2月、3月、4月の売上台帳の写し）

② 令和3年2月、3月、4月の売上げが確認できる帳簿（売上台帳の写し）

(2) 業歴が1年未満の場合

① 令和2年4月から令和3年1月までの期間内の売上げ最多月額が確認できる帳簿（売上台帳の写し）

② 令和3年2月、3月、4月の売上げが確認できる帳簿（売上台帳の写し）
（飲食店等）食品衛生法による営業許可証

■ 通知等

- 1 申請書類の審査の結果、本継続支援金を支給する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を発送します。

■ 支給の決定

本継続支援金の要件に合致することを確認の上、支給します。

令和3年5月26日から順次、申請書に記載された口座に入金します。

■ 申請期間

令和3年5月13日（木）～令和3年7月30日（金）まで

■ その他

本継続支援金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本継続支援金を返還していただきます。

■ 問合せ先

伊江村役場 商工観光課 TEL 0980-49-2906